令和４年大口町教育委員会12月定例会議

令和４年１２月２２日
午前　９時３０分　開　議
大口町中央公民館　2階　C会議室

議事日程

日程第１　教育長報告

日程第２　議事録署名者の指名

日程第３　議　　題

議案第18号　大口町教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第19号　大口町教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について

議案第20号　大口町学校警察連携制度に関する実施要綱の一部を改正する要綱について

日程第４　連絡・報告事項

（１）令和４年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

（２）大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

日程第５　その他

出席者

教　育　長	長屋孝成	教育長職務代理者	水谷惠子
委　員	鈴村由布子	委　員	舟橋由治

欠席者

委　　　　　員　丹 羽 力 也

説明のため出席した者

生涯教育部長兼 町史編さん室長兼 生涯学習課長	社本　寛	学校教育課長	松井宏之
学校教育課主幹兼 派遣指導主事	江口孝一郎	学校教育課長 補佐兼指導主事	實松大祐
学校教育課長補佐	三輪典幸	学校給食センター 主幹兼所長	丹羽清人
図書館主幹兼 図書館長	鈴木加代子	町史編さん室主幹	木浪浩行

◎開会

〇社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長　おはようございます。

本日の出席委員は３名であります。定足数に達していますので、これより令和４年大口町教育委員会12月定例会を始めます。

なお、傍聴人はございません。

（午前　９時３６分）

◎日程第１　教育長報告

〇社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長　日程第１、教育長報告をお願いします。

〇長屋教育長　改めまして、おはようございます。

ここへ来て大変寒くなりました。また、明日の朝から物すごく大きな寒気がやってくるということでありますので、年末を控え、皆さん体調管理には十分気をつけて最後まで頑張っていただきたいなということを思います。

まず一つですが、委員さんのお手元に丹羽郡大口町実践報告という資料があるかと思います。御承知のように、中学校の部活動の在り方について、今大きな問題になっております。本当に半世紀以上前から中学校は部活動をやるのは当たり前と、朝早くからもう時間目いっぱいにやっているという状況が続いて、なかなかこれを解消することができなかったわけですが、ここに来て、文科省、スポーツ庁が動き出し、何とかしなければいけないという機運が高まってきております。

大口町につきましては、そういうことで、部活動の在り方についてモデル校に手を挙げて、これで２年たっております。何をやってきたのかということで、實松指導主事のほうがこういう報告書をつくりまして、現在といいますか、12月に愛知県の４か所の会場で大口町の取組を報告したものであります。大口町は、幸いＮＰＯ法人で総合型地域スポーツクラブのウィル大口というのがありますので、ここの連携をやって、差し当たっては少しでも土曜日と日曜日の部活動を学校から切り離せないかという方向で今動いて研究をやっている内容であります。国の動向といいますか、それもにらみながら、今後も地道にこれを進めていきたいなということを思っている事業であります。

それから、各学校からの報告等につきましてですが、コロナ関係につきましては、先ほど課長のほうから申したとおりであります。12月になりまして中旬ぐらいのところ、とりわけ先週、大口西小学校、それから北小学校で、学級閉鎖をしたりして対応してきたわけです。当然校医さんとかにも連絡を取って、クラスターが発生しないようにということと、それと同時に、もう一つは子どもたちの学びを保障して継続をしていくという観点から対応を進めてきて、今の

ところ少し落ち着いてきているなあというふうに思っております。

それから、現在11月末から12月の議会が始まっていまして、その中で一般質問の中では、いろいろ学校教育課のほうに質問をいただきました。例えば、ジェンダー教育はどうなっているのか、あるいは全国学力学習状況調査等はどうなのか、町立図書館の建設というような機運はどうなのか、それから給食を無料化にできないかとか、それから高等学校の授業料の補助については、いじめ問題について等、たくさんの一般質問がありまして、また今後議会だより等が配付されますので、その折に、回答したことについて詳しく内容を御理解いただければありがたいなと思います。報告は以上です。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長　ありがとうございました。

それでは、日程第２以降に移ります。

教育長、お願いします。

◎日程第２　議事録署名者の指名

○長屋教育長　それでは、日程第２、議事録署名者の指名を行います。

議事録署名者には、水谷惠子教育長職務代理者と、それから鈴村由布子委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第３　議　題

議案第18号　大口町教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則について

○長屋教育長　続きまして、日程第３、議案第18号　大口町教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則について、事務局、説明をお願いします。

○松井学校教育課長　それでは、議案第18号　大口町教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則についてです。

大口町教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。令和４年12月22日提出。大口町教育委員会教育長　長屋孝成。

提案理由ですが、この案を提出するのは、令和５年４月１日に施行される改正個人情報保護法により、官民の個人情報保護制度が統合されることに伴い、この規則を改正するため必要があるからであります。

はねていただきまして、別紙のほうを御覧ください。

こちらのほうですけれども、令和５年４月に施行される個人情報の保護に関する法律により、国の官民の個人情報保護制度が統合されます。これにより、現行の大口町個人情報保護条例及

び大口町特定個人情報保護条例は廃止することとなります。大口町でも、この12月議会において、新たに大口町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することになりました。教育委員会としても、町の上程時期に合わせ、大口町教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

こちらに記載があるとおり、新たに個人情報の保護に関する法律及び大口町個人情報の保護に関する法律施行条例、令和４年の大口条例第、まだ番号が入っておりませんので空白にはなっておりますが、こちらと、大口町個人情報の保護に関する法律等施行規則、こちらもまだ番号が入っておりませんが、このような形に変更をしていくものでございます。説明は以上です。

○長屋教育長　ありがとうございました。

説明が終わりました。

この案件につきまして、御意見、御質問などありましたらお願いします。

事務局、これは簡単に言うとどういうことですか。

○松井学校教育課長　大口町で今制定をしております個人の保護条例を廃止し、新たに個人情報の保護に関する法律施行条例というものを新しくつくるというようなものになります。それをもって、この大口町の教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の中の対象の条例がこれに変わりますよというものになります。

○長屋教育長　よろしいですか。

（挙手する者なし）

○長屋教育長　ないようですので、質疑を終了し、議案第18号　大口町教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則についての採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○長屋教育長　異議なしと認め、本案は可決しました。

議案第19号　大口町教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について

○長屋教育長　続きまして、議案第19号　大口町教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について、事務局、説明をお願いします。

○松井学校教育課長　それでは、議案第19号です。大口町教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則についてです。

大口町教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改

正する規則を別紙のように定めるものとする。令和４年12月22日提出。大口町教育委員会教育長　長屋孝成。

提案理由としましては、この案を提出するのは、令和５年４月１日に施行される改正個人情報保護法により、官民の個人情報保護制度が統合されることに伴い、この規則を改正するため必要があるからであります。

別紙のほうですが、新旧対照表のほうを御覧ください。

先ほど議案第18号でも説明をしましたけれども、大口町個人情報保護条例が廃止されることに伴い、表中の下の項を削るものとなります。大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号）という項目を削るということになるものでございます。説明は以上です。

○長屋教育長　ありがとうございました。

説明が終わりました。

この案件につきまして、御意見、御質問等ありましたらお願いします。

よろしいですか。

（挙手する者なし）

○長屋教育長　ないようですので、質疑を終了しまして、議案第19号　大口町教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則についての採決に移ります。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○長屋教育長　異議なしと認め、本案は可決しました。

議案第20号　大口町学校警察連携制度に関する実施要綱の一部を改正する要綱について

○長屋教育長　続きまして、議案第20号　大口町学校警察連携制度に関する実施要綱の一部を改正する要綱について、事務局、説明をお願いします。

○松井学校教育課長　それでは、議案第20号になります。大口町学校警察連携制度に関する実施要綱の一部を改正する要綱についてです。

大口町学校警察連携制度に関する実施要綱の一部を改正する要綱を別紙のように定めるものとする。令和４年12月22日提出。大口町教育委員会教育長　長屋孝成。

提案理由ですが、この案を提出するのは、令和５年４月１日に施行される改正個人情報保護法により、官民の個人情報保護制度が統合されることに伴い、この規則を改正するため必要があるからであります。

別紙を御覧ください。

こちらも新旧対照表を御覧ください。

この議案も議案18号同様の理由により、本文中の大口町個人情報保護条例というものが新しい大口町個人情報の保護に関する法律施行条例に変更されるものでございます。これによりまして、大口町学校警察連携制度に関する要綱の一部を改正するものでございます。説明は以上です。

○長屋教育長　ありがとうございました。

説明が終わりました。

この案件につきまして、御意見、御質問等ありましたらお願いします。

よろしいですか。

（挙手する者なし）

○長屋教育長　ないようですので、質疑を終了しまして、議案第20号　大口町学校警察連携制度に関する実施要綱の一部を改正する要綱についての採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○長屋教育長　異議なしと認め、本案は可決しました。

◎日程第４　連絡・報告事項

○長屋教育長　それでは、続きまして日程第４、連絡事項に入ります。

１点目、令和４年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、事務局、説明をお願いします。

○松井学校教育課長　令和４年度の要保護及び準要保護児童生徒の認定についてです。

資料のほうを御覧ください。

１番と２番の児童についてですけれども、認定日が９月30日というふうになっておりまして、この理由としましては、当初申請理由が児童扶養手当の受給ということで申請をいただいておったんですけれども、町外からの転入者のため、照会後に回答を出すのにちょっと時間がかかりまして、審査をした結果、所得がオーバーしていたという形で認定をされませんでした。その後、また違う要件で審査をさせていただきました。ここに書いてありますとおり、市町村民税の非課税という形で申請をして今回通ったという形になっておりまして、最初に申請をいただいた時期に遡って認定をするということで、ちょっと日にちが遅れてしまいましたが、一応９月30日で認定をさせていただいたというものになります。

残り３名の方については、生活困窮という形で認定をさせていただいております。

これに伴いまして、南小学校の準要保護が18名、北小学校が準要保護40名、西小学校が準要保護57名、小学校合計で準要保護が115名となっております。大口中学校につきましては、要保護が１名、準要保護が56名で、町全体では要保護が１名、準要保護者171名となっているのが現状でございます。

説明については以上でございますが、名簿につきましては委員会終了後、事務局へ返却をお願いいたします。説明は以上です。

○長屋教育長　ありがとうございました。

委員さんのほうで、何かございましたらお願いします。

（挙手する者なし）

○長屋教育長　ないようですので、２点目、大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、事務局、説明をお願いします。

○松井学校教育課長　それでは、お願いします。

大口町教育委員会の後援名義の使用許可の報告についてです。

資料のほうを御覧ください。

使用許可については、今回はありませんでした。

２番の実績報告です。

１番目は、愛知県中学校産業教育研究協議会が、許可日は令和４年７月５日。実施日は令和４年10月20日と21日に行っております第59回東海・北陸地区中学校技術・家庭科研究大会愛知大会、令和４年度愛知県中学校技術・家庭科研究大会です。参加者は710人の方が２日間で参加をされました。２日目の分科会では、大口中学校において第４分科会が行われたというふうに聞いております。

２番目のところです。大口町ソフトボール協会。許可日は令和４年８月９日。実施日は令和４年11月20日と27日に開催された第49回愛知県会長杯争奪ソフトボール大会女子の部です。こちらの大会は、大口町のオークマグラウンド、秋田グラウンド、河北グラウンドで開催され、県内の14チームが参加し、大会が行われたものです。

続いて、３点目です。私学をよくする愛知父母懇談会江南大口扶桑ブロック。許可日は令和４年８月22日。実施日は令和４年11月19日で、事業名は「郷土・夢・ふれあい祭りｉｎ大口」です。こちらのほうですけれども、最初は大口町の健康文化センターのほほえみプラザで予定をされておりましたが、吹奏楽の演奏があそこではできないということで会場を変更されまして、ｉｎ大口といいながらｉｎ扶桑のほうで行われまして、扶桑の中央公民館で開催がされております。そちらのほうには、大口中学校の吹奏楽部の演奏などがありまして、300名ほどが参加をしたというふうに聞いております。説明は以上です。

〇長屋教育長　ありがとうございました。

委員さんのほうで何かあればお願いします。

よろしいですか。

（挙手する者なし）

◎日程第５　その他

〇長屋教育長　それでは、日程第５、その他ですが、事務局ありますか。

〇松井学校教育課長　はい、特にはありません。

〇長屋教育長　いいですか。

〇松井学校教育課長　はい、ありません。

〇長屋教育長　委員さんのほうで何かございますか。

はい、どうぞ。

〇鈴村委員　すみません、給食のことで。

今週ですか、混入があったという話を聞いたので、そのことを詳しく聞きたいなと思います。

〇長屋教育長　センター長、じゃあその件。

〇丹羽学校給食センター主幹兼所長　12月20日の火曜日になりますが、シュンギクとツナのお浸しのメニューなんですが、２年生からガの幼虫ですね。あと、１年生からカメムシが１匹、約１センチぐらいなんですけど、それを喫食前に生徒が気づいて、それぞれクラスの分は廃棄をしまして、ほかのクラスから調達して給食は行ったわけなんですが、シュンギクに付着した虫がそのまま調理に回ってしまって、中学校のほうへ行ってしまったということでございます。このシュンギクにつきましては、高知県産ということで岐阜の業者から入れていただいたんですけど、根本は切るんですが、その現物、カメムシとか幼虫については調理員は確認はしておらんのですけど、昆虫のふんが多数あったので、それは確認しておるんですけど、野菜を切って洗浄するときに見落としたということで、カメムシが緑色ということもございまして、同色でなかなかじっと見ないとちょっと分からない部分もあるんですけど、そこのところでの見落としがございまして、最終調理で上がってしまったということでございます。

それで、大変不快な思いを生徒、保護者に与えたということで、同日４時の下校に合わせて、全校の生徒、保護者宛ての通知文を配付させていただいたということでございます。そこに関しては、目視、洗浄を徹底して、こういうことのないように今後努めていきたいというような内容で通知文を出させていただいております。以上でございます。

〇長屋教育長　鈴村委員。

〇鈴村委員　すみません、その通知文は中学校にだけ出されたんでしょうか。

○**丹羽学校給食センター主幹兼所長**　そうですね。

○**鈴村委員**　でも、給食の内容は全部一緒ですよね。

○**丹羽学校給食センター主幹兼所長**　はい。

○**鈴村委員**　そういう話をお聞きして、全部に出すべきじゃないのかなあと思ったことが１つの疑問と、それからたまたまそこの２クラスにあったのでよそから分けるというか、何か調理は一緒ですよね。そうしたら、私的には全部よけてほしいかなという、お話を聞いた感想で。

　他に、何かパンの袋の包装がきちんとされていないような話とか、食器が汚かったというようなお話を聞いているので、やっぱりお子さんや先生方に食べていただく給食でちょっとミスが続いているのはどうなのかなあと非常に疑問を抱いているので。

○**丹羽学校給食センター主幹兼所長**　ごもっともなもんですから、今後気をつけさせていただくのと、衛生害虫であったり健康被害があるということであれば全校止めさせていただかなきゃいけないと思っておりますけど、２クラスから出たということで、私の判断で通知文については中学校だけで出させていただいたということですので、すみませんがそういうことで御理解いただきたいと思います。

○**鈴村委員**　やっぱり保護者の方からの意見ですと、野菜嫌いがさらに嫌いになるという話も聞きました。

○**長屋教育長**　ありがとうございます。

　目視の徹底をやっていくしかないというふうに思っています。それから、本当に目視を一生懸命やって見逃さないようにすることできるのかなあということも一つはありますし。

　うちでも、先般そういうこと、家庭ね、個人的な家庭の中であって。

○**鈴村委員**　家庭では家庭菜園、やっぱり今の時期、白菜やなんか必ず虫が出てくる。

○**長屋教育長**　外見から見ておったらきれいな白菜だったんだけれども、中へやったら青虫が出てきて、このくらいのやつが出てきて、よく目に、分かったから、保護色だけど分かるんだけれども、中には小さいやつになると、本当にこんな小さいこれくらいのやつなんかだと本当見過ごすんじゃないかなということがうちで。

○**鈴村委員**　それはよく分かるんですけど、これが給食じゃなくて、どこかお店で食べたと考えたらどういうことになるのかなというところもやっぱり思いながら対応していただきたいなと思います。

○**長屋教育長**　今後目視を、これは徹底していくしかないというふうに思っていますので、緊張感を持ってやっぱりやりたいなあと思いますので、よろしくお願いします。

○**社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長**　異動してきて、異物混入もあるんですけれど、あってはいけないんだけれど、一方ではどこまで求めるかというところで、今言われる

家庭はあるけれど飲食店とか給食はありえんみたいなことになっていくと、所長とも話をしているんですけれど、じゃあもう野菜を使うのやめるかと。リスクがどうしてもあるし、この間、学校の、今鈴村委員が言われた包装についても、包装の表面にちょっと折れ目が入っておる、パンじゃなくて包装の袋がね。それで、何か製品不良だ、出せないという話を聞くと、それってどうなのかなあというふうに思うんです。

だから、世の中があまりにも、自分は置いておいて、人がやることに対する寛容性がなくなってしまっているかなというふうに思って。パンもよそのところは、コロナ対策で始めたんだけれど、もう包装やめているところもあるんです。だから、所長にもうやめようという話をしたんだけれど、そういったこともよかれと思ってやることでこうなったり、それから野菜もできるだけ農薬を使わないものという、教育長も僕もそうなんだけど、うちら虫が食べ残したもの食べておるねみたいな話をしていて、それが飲食店とか給食でいいとは思っていないんだけれど、一方では、行き過ぎるともう使うのをやめようという話になっていってしまうんで、その辺り保護者の方々にじゃあどうしますかと聞くことはなかなかできないんだけれど、そういう向き合い方を考えていかないといかんのかなということで、所長とは、今教育長が言われたように、できることというのはやっぱり目視、一方では子どもたちにできるだけ農薬を使っていない新鮮なものを出してあげたいという思いとの両立を、両方は満たせないんで、完璧には。程よくみんなでやれることをしていけるといいねという話はしているんで、もう少しそういった面では、異物混入のときに全校に配れとか、全小・中学校という話も、今委員言われたように、それはもっともだなあと思うんです。

だけど、一方では、じゃあそこまで知らせるの。情報公開やでいいことではあるんだけれど、そこのやることに対するデメリット辺りも考えながらしていかなきゃいけないなと思っているので、先ほどちょっと言いかけたんだけど、少し例えばホームページで学校給食に関することって一般の町民にはあんまり知らされていないですよね。例えば、献立もまだ学校だけじゃなかったっけ、いまだに。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長　はい、そうです、学校だけです。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長　ホームページに載せたらどうだという話をしてきているんだけれど、そういったような周知、例えば苦労だとか、こんなようなことを心がけていますよという理解を求めていくところも要るんかなあというふうに思っていますんで、決して反論ではありませんので、そういったことを知らせていくことが大事かなというふうに思っています。すみません。

○長屋教育長　ほかに。

そのほかはもう委員さん方、いいですか。

（挙手する者なし）

〇長屋教育長　ないようですので、協議・連絡事項につきましては終わりましたので、事務局へお返しします。

〇社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長　では、以上をもちまして12月の大口町教育委員会定例会を終わりたいと思います。

（午前１０時１１分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委　　　員

委　　　員